

知多市長が所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 6 日

知多市長 宮 島 壽 男

知多市規則第 4 号

知多市長が所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

知多市長が所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成 1 7 年知多市規則第 6 1 号）の一部を別紙のとおり改正する。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別紙

(下線部分は改正箇所)

改正後	改正前
(その他の手続等) 第 8 条 条例第 3 条から第 6 条までの規定の適用を受けるもの以外の手続等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 1 号）第 3 条第 1 2 号に規定する手続等のうち、同法<u>第 2 5 条</u>に規定する主務省令により、当該主務省令に定める方法によらないで電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うものを含む。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合については、第 3 条から前条までの規定の例による。	(その他の手続等) 第 8 条 条例第 3 条から第 6 条までの規定の適用を受けるもの以外の手続等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 1 号）第 3 条第 1 2 号に規定する手続等のうち、同法<u>第 2 0 条</u>に規定する主務省令により、当該主務省令に定める方法によらないで電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うものを含む。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合については、第 3 条から前条までの規定の例による。